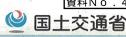
建設分野における外国人材の受入れ状況



- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から5倍以上に増加(1.3万人→6.9万人)
- 在留資格別では技能実習生が最も多く(2018年:4.6万人)、近年増加傾向にある。
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ。

>建設分野に携わる外国人数

(単位:人)

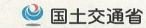
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2011→2018 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	112.8%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	434.7%
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	577.2%
外国人建設就労者	0	0	0	0	401	1,480	2,983	4,796	- 3

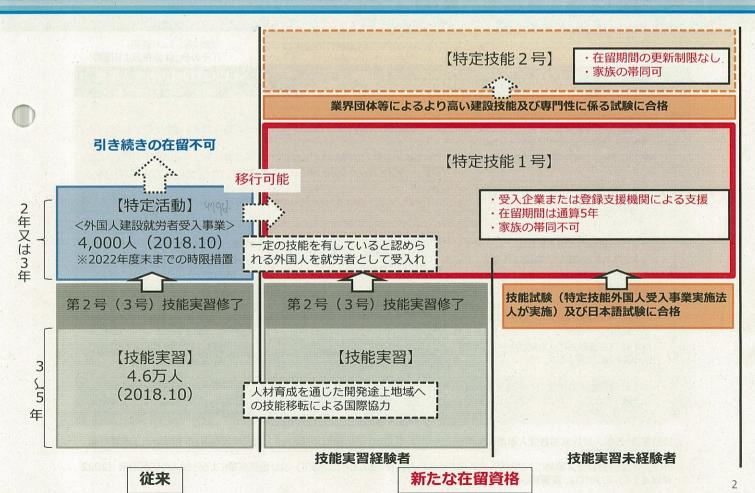
※外国人建設就労者は年度末時点、その他は10月末時点の人数出典:外国人建設就労者は国交省調べ、その他は外国人雇用届出状況(厚生労働省)

外国人建設就労者の受入状況 (2019年3月末時点) 外国人建設就労者の入国月 (人) (人) 7,000 300 6.101 6,000 5.000 200 4 000 150 3,000 100 2,000 1.000



新制度創設による外国人材キャリアパス(イメージ)





国土交通省

特定技能外国人の在留資格取得までの主な流れ(イメージ)

ケース1:海外訓練+試験

海外現地機関における募集

適性審査(技能)の実施訓練(日本語・技能)の実施

ケース2:試験のみ

※人材募集や日本語・技能 訓練等を受入企業が実施 するケース ケース3:試験なし

※技能実習・建設就労からの 移行者のケース

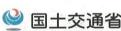
日本語能力試験(N4以上)、技能試験の実施

特定技能雇用契約の締結

建設特定技能受入計画の認定(国土交通省)

入国審査・在留資格の取得(法務省)

在留資格変更(法務省)



建設分野における受入れ基準の見直しについて

特定技能

(新設した基準)
・外国人受入れに関する計画の認定を受け

・建設業法第3条の許可を受けていること

建設キャリアアップシステムに登録しているこ

・建設業者団体が共同して設立した団体

(国土交通大臣の登録が必要) に所属

※2019.4.1より適用

※2020.1.1(人数枠の設定は 2022.4.1)より適用

2022.4.1)より適用 おおまる

技能実習 (下線部:追加する基準案)

・技能実習計画の認定を受けること

・建設業法第3条の許可を受けていること・建設キャリアアップシステムに登録している

等

こと

※2020.1.1より適用 (「その他」は公布日より適用)

外国人建設就労者受入事業

(下線部:追加する基準案)

・適正監理計画の認定を受けること

・建設業法第3条の許可を受けていること・建設キャリアアップシステムに登録している

等

処遇に関

他

受入企業

に関

る基

ること

- ・1号特定技能外国人に対し、
- > 日本人と同等以上の報酬を
- > 安定的に支払い、

していること 等

- ▶ 技能習熟に応じて昇給を行うこと
- ・1 号特定技能外国人に対し、雇用契約 締結前に、重要事項を書面にて母国語 で説明していること
- ・1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等
- ・1 号特定技能外国人(と外国人建設就 労者との合計)の数が、常勤職員の数を 超えないこと

- 技能実習生に対し、
- > 日本人と同等以上の報酬を
- > 安定的に支払うこと
- ・雇用条件書等について、技能実習生が 十分に理解できる言語も併記の上、署 名を求めること
- ・技能実習生を建設キャリアアップシステム に登録すること ※1号実習生は、2号 移行時までに登録完了すればよい 等
- ・技能実習生の数が常勤職員の総数を超 えないこと ※優良な実習実施者・監理 団体については免除

- ・外国人建設就労者に対し、
- > 日本人と同等以上の報酬を、
- > 安定的に支払い、
- ▶ 技能習熟に応じて昇給を行うこと
- ・外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること
- ・外国人建設就労者を建設キャリアアップ システムに登録すること 等
- ・(1号特定技能外国人と)外国人建設就労者(との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと
- ※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される1号技能実習計画・新規の適正監理計画の認定より適用予定。
- ※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限(2020年度末まで)及び当該事業による外国人の在留期限(2022年度末まで)については、変更無し。